

一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例

一宮市議会委員会条例（昭和44年一宮市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「9人」を「10人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。